

# 島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、島根県被災住宅応急復旧相談員登録制度要綱（以下「要綱」という。）の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

## (登録申請書等の提出先)

第2条 要綱第4条第1項の規定による登録申請書、その他要綱の規定に基づく書類の提出先は、島根県土木部建築住宅課又は島根県が指定する機関とする。

## (応急復旧講習会の実施)

第3条 要綱第2条第1項四号に規定する応急復旧講習会は、毎年開催するものとする。

2 前項の講習会は、委託により実施することができるものとする。

## (登録証の再交付)

第4条 登録相談員は、登録証を破損し、又は紛失した場合は、登録証の再交付を受けることができる。

2 登録相談員は、前項の規定による再交付を受ける場合は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- 一 島根県被災住宅応急復旧相談員登録証再交付申請書（別記様式第7号）
- 二 第4条第1項第二号に定める写真2枚

3 県は、前項の規定による申請があり、やむを得ないと認めた場合は、申請者に登録証を再交付するものとする。

4 登録相談員は、前項の規定による登録証の再交付があった場合は、紛失した場合を除き既に交付を受けている登録証を県に返納しなければならない。また、紛失した登録証を発見した場合も同じとする。

## (その他知事が認める者)

第5条 要綱第3条第1項第一号においてその他知事がこれらと同等以上の能力を有すると認める者は次のいずれかに該当する者とする。

- 一 島根県建築住宅施策推進協議会の構成団体に所属する事業所に勤務する者であって、5年以上の建築に関する業務（営業職を含む。）の経験を有する者
- 二 一般財団法人島根県建築住宅センター理事長がしまね住宅総合相談員として登録した者

## 附則

この要領は、令和2年12月4日から施行する。

## 附則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。